

下水道分野のPPP/PFI（官民連携）

令和8年6月26日

国土交通省

水管理・国土保全局

上下水道審議官グループ

下水道分野のPPP/PFI(官民連携)実施状況 ※R7.4時点

- 下水処理場の管理（機械の点検・操作等）については9割以上が民間委託を導入済。
- このうち、施設の巡視・点検・調査・清掃・修繕、運転管理・薬品燃料調達・修繕などを一括して複数年にわたり民間に委ねる**包括的民間委託は処理施設で633施設、管路で76契約導入されており、近年増加中。**
- 下水汚泥を利用してガス発電や固形燃料化を行う事業を中心に**PFI（従来型）・DBO方式は52施設で実施中。**
- **下水道分野の「水の官民連携」（ウォーターPPP）のうち、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）は、茨城県守谷市【R5.4】、宮城県利府町【R7.4】、コンセッション方式（レベル4）は、静岡県浜松市【H30.4】、高知県須崎市【R2.4】、宮城県【R4.4】、神奈川県三浦市【R5.4】で、それぞれ事業が実施されている。 ※【 】は事業開始**

(R7.4時点で実施中のもの。国土交通省調査による)

(* R5 総務省「地方公営企業決算状況調査」による。R6.3.31時点)

** 管路施設については単一業務のみだが、下水処理場包括的民間委託等と包括された3契約（3団体）を含む

※ 1 団体で複数の施設を対象としたPPP/PFI事業を行う場合があるため、必ずしも団体数の合計は一致しない

下水道施設

		下水処理場 (全国2,151箇所*)	ポンプ場 (全国5,828箇所*)	管路施設 (全国約50万km *)	全体 (全国1,478団体)
包括的民間委託		633箇所 (305団体)	1242箇所(209団体)	76契約 (59団体)	(332団体)
指定管理者制度		60箇所 (20団体)	100箇所 (12団体)	34契約 (13団体)	(20団体)
DBO方式		42箇所 (31団体)	3箇所 (3団体)	1契約 (1団体)	(34団体)
PFI(従来型)		10箇所 (7団体)	0箇所 (0団体)	0契約 (0団体)	(7団体)
「水の官民連携」	管理・更新一体マネジメント方式 (更新支援型)	1箇所 (1団体)	2箇所 (2団体)	1契約 (1団体)	(2団体)
	管理・更新一体マネジメント方式 (更新実施型)	0箇所 (0団体)	0箇所 (0団体)	0契約 (0団体)	(0団体)
	PFI(コンセッション方式)	7箇所 (4団体)	11箇所 (3団体)	2契約 (2団体)	(4団体)

「水の官民連携」の実施/導入検討状況 ※R8.4.1時点

- 上下水道分野の「水の官民連携」は19件が実施中。令和8年度においては、新たに山口県宇部市等を含む8つの地方公共団体で事業が開始された。
- また、現在、上下水道分野で4件の入札・公募が行われている。

	都道府県	地方公共団体	開始時期	方式(レベル)	水道	工業用水道	下水道	備考
事業実施中	宮城県	宮城県	R4.4	4	○	○	○	
		利府町	R7.4	3.5	○		○	
		七ヶ浜町	R8.4	3.5			○	
	茨城県	守谷市	R5.4	3.5	○		○	
	神奈川県	三浦市	R5.4	4			○	
		神奈川県(箱根地区)	R6.4	3.5	○			
		葉山町	R8.4	3.5			○	
	石川県	宝達志水町	R8.4	3.5			○	
	静岡県	浜松市	H30.4	4			○	
		富士市	R8.1	3.5			○	
	愛知県	愛知県	R7.12	4	○	○		
	京都府	城陽市	R8.4	3.5	○		○	
	大阪府	大阪市	R7.9	3.5			○	
		河内長野市	R8.4	3.5			○	広域型(大阪狭山市)
		大阪狭山市	R8.4	3.5			○	広域型(河内長野市)
	山口県	宇部市	R8.4	4			○	
	高知県	須崎市	R2.4	4			○	
	熊本県	荒尾市	R8.4	3.5	○			
	沖縄県	宜野湾市	R8.4	3.5			○	
入札公募中	山形県	上山市	R8.3	3.5			○	
	神奈川県	葉山町	R7.10	4			○	
	長野県	飯田市	R7.11	3.5			○	
	愛媛県	新居浜市	R7.9	3.5	○	○	○	

(出典)国土交通省調査に基づき作成 *開始時期については、事業実施中は事業開始、入札公募中のうちレベル3.5は入札公募、レベル4は実施方針の公表をそれぞれいう。

- 「水の官民連携」(ウォーターPPP)は、コンセッション方式と、管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の総称であり、令和13年度までに、上下水道分野で200件(水道100件、下水道100件)の具体化を狙う。
- ガイドラインや上下水道一体の契約書例等の整備、有識者の助言等を受けて意見交換するウォーターPPP分科会の開催、ウォーターPPP導入検討費補助等により、地方公共団体の導入の検討を支援。
- 国土強靱化や広域連携の取組と整合性を取りつつ質の高い「水の官民連携」を推進できるよう制度的な検討を進める。

■ 「水の官民連携」の概要

「水の官民連携」(ウォーターPPP)		
公共施設等運営事業(コンセッション方式) [レベル4]	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5]	複数年度・複数業務による 民間委託 [レベル1~3]
長期契約(10~20年)	長期契約(原則10年)	短期契約(3~5年程度)
性能発注	性能発注	仕様発注・性能発注
維持管理	維持管理	維持管理
修繕	修繕	修繕
更新工事	【更新実施型の場合】 更新工事 【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM)	
運営権(抵当権設定)		
利用料金直接収受		

■ PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)における「水の官民連携」(ウォーターPPP)の目標件数

分野名	事業件数 10年ターゲット ※	R5年度 具体化件数	R6年度 具体化件数 (累積)	R7年度 具体化件数 (累積)
水道	100件	5件	8件	29件
下水道	100件	3件	12件	33件
工業用水道	25件	5件	10件	11件

※ PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)で令和13年度までに狙うこととされている件数

■ 「水の官民連携」の実施/導入検討状況(R8.4.1時点)

- 上下水道分野で19件が事業実施中、4件が入札・公募手続き中

	都道府県	地方公共団体	開始時期※1	方式(レベル)	水道	工業用水道	下水道
事業実施中	宮城県	宮城県	R4.4	4	○	○	○
		利府町	R7.4	3.5	○		○
		七ヶ浜町	R8.4	3.5			○
	茨城県	守谷市	R5.4	3.5	○		○
	神奈川県	三浦市	R5.4	4			○
		神奈川県(箱根地区)	R6.4	3.5	○		
		葉山町	R8.4	3.5			○
	石川県	宝達志水町	R8.4	3.5			○
	静岡県	浜松市	H30.4	4			○
		富士市	R8.1	3.5			○
	愛知県	愛知県	R7.12	4	○	○	
	京都府	城陽市	R8.4	3.5	○		○
	大阪府	大阪市	R7.9	3.5			○
		河内長野市※2	R8.4	3.5			○
		大阪狭山市※2	R8.4	3.5			○
入札公募中	山口県	宇部市	R8.4	4			○
	高知県	須崎市	R2.4	4			○
	熊本県	荒尾市	R8.4	3.5	○		
	沖縄県	宜野湾市	R8.4	3.5			○
	山形県	上山市	R8.3	3.5			○
	神奈川県	葉山町	R7.10	4			○
	長野県	飯田市	R7.11	3.5			○
	愛媛県	新居浜市	R7.9	3.5	○	○	○

※1 コンセッション方式(レベル4)は実施方針の公表
※2 河内長野市及び大阪狭山市は共同発注

【「PPP/PFI推進アクションプラン(令和8年改定版)」(R8.6.11)抜粋】
污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、「水の官民連携」(ウォーターPPP)導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。その際、市町村ごとの委託による小規模案件の乱立等により、事業の広域化が妨げられることのないよう要件の制度設計を行う。...

「水の官民連携」の支援概要

① 案件形成に向けた情報・ノウハウの共有

- 「水分野のPPP/PFI（官民連携）推進会議（官民連携推進会議）」（H27設置、R7改称）
 - ・ 多様なPPP/PFI導入に向けた情報・ノウハウの共有・意見交換等
 - ・ 官民連携推進会議 <数か月に1回程度開催> 全国の地方公共団体等が参加（R2- オンライン併用）
 - ・ 「水の官民連携」分科会 <年2-3回程度開催> 地方公共団体向け情報交換の場（R5設置、R8改称）
 - ・ モニタリング小分科会 <年1-2回程度開催> 地方公共団体向け情報交換の場（R7設置）
- 下水道分野のウォーターPPP相談窓口（R5設置）
- 「水の官民連携」理解促進パンフレット（首長・議会・庁内/住民等向け）（R6-）
- 上下水道ウォーターPPPマイスター（R7-） 等



官民連携推進会議

② ガイドライン等の整備

- 下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン
 - ・ 第3.0版を令和8年4月10日に公表

【第3.0版 改訂内容】

- ・ 「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」の提言を受け、リスク分担に関する記載を拡充
- ・ 「上下水道政策の基本的なあり方検討会」のとりまとめを受け、広域型・分野横断型の効果・メリット等を拡充
- ・ その他、地元企業参画の重要性について記載を拡充、参考となる先行事例等を追加

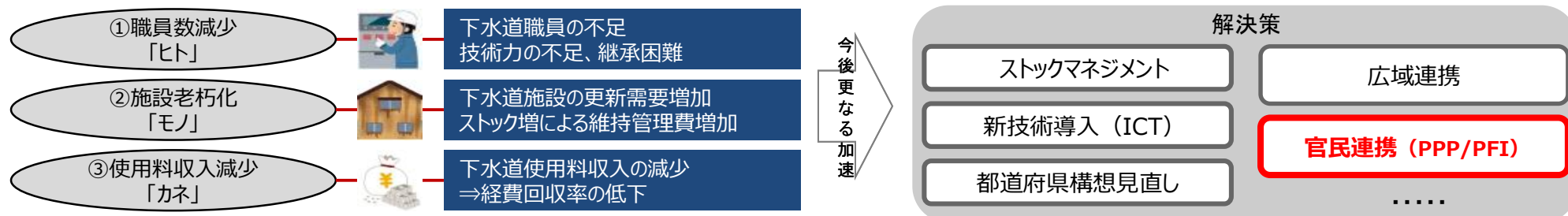
③ 財政的支援

- モデル都市支援（H28-）
 - ・ 地方公共団体に専門家を派遣し、「水の官民連携」等の導入検討の支援を実施
- ウォーターPPP導入検討費補助（R5補正-）
 - ・ ウォーターPPP導入に要する費用を定額補助（上下水道一体効率化・基盤強化推進事業）

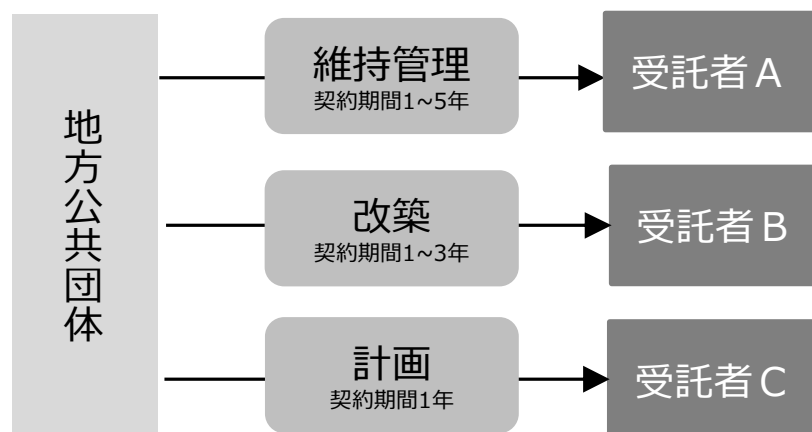
レベル4：上限5千万円
レベル3.5(他分野連携もしくは他地方公共団体連携)：上限4千万円
レベル3.5(水道もしくは下水道のみ)：上限2千万円
- 社会資本整備総合交付金等
 - ・ PPP/PFI導入の民間提案を求め適切な提案を採用することを要件化(R5-)
 - ・ コンセッション事業、上下水道一体、他の地方公共団体と一体となつて行うウォーターPPPに含まれる改築等整備費用に対し重点配分(R5-)
 - ・ 汚水管の改築に係る国費支援に関し、一部の例外を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを要件化(R9-) 等

なぜ「水の官民連携」が必要なのか？

(参考)「水の官民連携」の必要性とイメージ

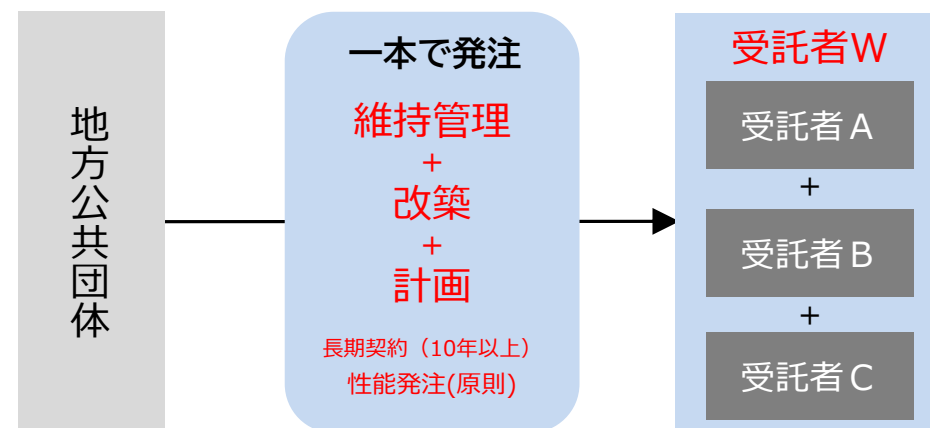


従来の業務形態
～個別発注～



- 各取組に応じて、発注・契約・管理等を実施。短期間。
→ (自治体) 発注と管理に追われて、人手不足の中大変。
複数の工事の調整も高度で困難。
- (民間) 業務が小さい・短い人手がかかり投資がしづらい。
性能発注が原則でないため、創意工夫の余地が少ない。

これからの業務形態
～「水の官民連携」～



- 各取組が一体化、発注・契約・管理等一元化
▶自治体・民間双方にとって、事務負担の軽減
▶管理の質の向上を期待
- 契約期間が長期 ▶ スケールメリットが大きく、長期的な観点から設備投資を行うことが可能
- 性能発注が原則 ▶ 民間の創意工夫が発揮しやすい
- 各取組間での連携がスムーズ ▶ 事業の効率化、自治体の労力減

- 「水道分野における官民連携推進協議会」※、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」(PPP/PFI検討会)等を実施
※経済産業省と共催のため、工業用水道を含む。
- 執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等の課題を解決し、上下水道の持続可能性をさらに向上させるため、それぞれの会の構成を見直し、新たに「水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議」(官民連携推進会議)等を設置
- これまで別個に実施していた会の取扱分野等を見直すことにより、柔軟な運営が可能に

(従来)令和6年度まで

【水道分野】

官民連携推進協議会

- ・ 地方公共団体及び民間事業者等を対象に官民の連携の促進

【下水道分野】

PPP/PFI検討会

- ・ 地方公共団体を対象に情報・ノウハウの共有・意見交換(多様な官民連携)

ウォーターPPP分科会

- ・ 地方公共団体を対象に情報・ノウハウの共有・意見交換(ウォーターPPP)

民間セクター分科会

- ・ 民間事業者等を対象に課題や解決方策に対して具体的な検討

(新)令和7年度以降

官民連携推進会議(本会議)

- ・ 情報・ノウハウの共有・意見交換(多様な官民連携)
- ・ 官民の連携の促進(マッチング)
※地方公共団体及び民間事業者等を対象

「水の官民連携」分科会

- ・ 情報・ノウハウの共有・意見交換(「水の官民連携」)
※地方公共団体を対象

モニタリング小分科会

- ・ 情報・ノウハウの共有・意見交換(「水の官民連携」のモニタリング)
※地方公共団体を対象

【分野】水道及び下水道を対象(分野ごとの開催も可能)

▶ 分野横断型、広域型等の案件形成、分野ごとの課題の解決等を推進

【対象】本会議には、地方公共団体及び民間事業者等いずれも参加可能

▶ 情報・ノウハウのより広い範囲への共有

※ウォーターPPPが「水の官民連携」に改称されたことに伴い、令和7年度まで実施されていたウォーターPPP分科会も令和8年度から「水の官民連携」分科会に改称

- 執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等の課題を解決し、上下水道の持続可能性を向上させるため、「水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議」(官民連携推進会議)等を設置
- 多様なPPP/PFI導入に向けて、先進的なPPP/PFIに取り組む団体からの事例紹介、国からの情報提供、意見交換、官民連携フリーマッチング等を実施。

①開催実績

平成22年から累計102回開催(令和8年4月時点)

※前身の水道分野における官民連携推進協議会(平成22年～)及び下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会(平成27年～)の開催実績を含むのべ開催回数。

②参加実績

47都道府県、634市、308町村、42特別地方公共団体 合計1,031団体(令和8年4月時点)

※地方公共団体のみ計上。

※上下水道の分野を横断した会の開催については、前身の水道分野における官民連携推進協議会(平成22年～)及び下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会(平成27年～)において令和6年度に初開催し、令和7年度以降も引き続き実施。

③取組内容(一例)

官民連携フリーマッチング



先進事例の紹介



【官民連携推進会議の概要】

官民連携推進会議(本会議)

- ・ 情報・ノウハウの共有・意見交換(多様な官民連携)
 - ・ 官民の連携の促進(マッチング)
- ※地方公共団体及び民間事業者等を対象

「水の官民連携」分科会

- ・ 情報・ノウハウの共有・意見交換(「水の官民連携」)
- ※地方公共団体を対象

モニタリング小分科会

- ・ 情報・ノウハウの共有・意見交換(「水の官民連携」のモニタリング)
- ※地方公共団体を対象

【分野】水道及び下水道を対象(分野ごとの開催も可能)

▶ 分野横断型、広域型等の案件形成、分野ごとの課題の解決等を推進

【対象】本会議には、地方公共団体及び民間事業者等いずれも参加可能

▶ 情報・ノウハウのより広い範囲への共有

※令和6年度まで実施していた「水道分野における官民連携推進協議会」(官民連携推進協議会)、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」(PPP/PFI検討会)等の建付等を見直し、今年度より「水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議」(官民連携推進会議)を設置。

※ウォーターPPPが「水の官民連携」に改称されたことに伴い、令和7年度まで実施されていたウォーターPPP分科会を令和8年度から「水の官民連携」分科会に改称

- 「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」（第19回民間資金等活用事業推進会議）が決定され、水道、下水道、工業用水道分野において、コンセッション方式に加え、同方式に段階的に移行するための官民連携方式として、新たに「管理・更新一体マネジメント方式」を含めたウォーターPPP（「水の官民連携」）の活用が位置づけられた。
- 執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等が進む中、上下水道の持続性確保のために「水の官民連携」を導入する際に課題となる事項や解決方策に対し具体的な検討を行う「水の官民連携」分科会を設置。

※ウォーターPPPが「水の官民連携」に改称されたことに伴い、令和7年度まで実施されていたウォーターPPP分科会を令和8年度から「水の官民連携」分科会に改称

- 先進地方公共団体や有識者等の助言を得ながら、導入検討上の課題等に関する意見交換等を実施。

大阪会場



東京会場



名古屋会場



令和7年度開催実績

年月日	開催地	内容	地方公共団体数	参加者数	有識者	先進地方公共団体
R7.7.28	大阪	・情報提供 ・班別討議	60団体	123名	東京大学 加藤先生／弁護士 高橋先生／福山市立大学 清水先生／PFI推進機構 金谷先生	宮城県／宮城県 利府町／神奈川県／神奈川県 葉山町／静岡県 浜松市／高知県 須崎市
R7.9.4	東京	・情報提供 ・班別討議	62団体	110名	東京大学 加藤先生／弁護士 高橋先生／東洋大学 難波先生／PFI推進機構 金谷先生	宮城県／宮城県 利府町／神奈川県／神奈川県 葉山町／静岡県 浜松市／高知県 須崎市
R7.10.10	名古屋	・情報提供 ・班別討議	48団体	98名	近畿大学 浦上先生／名古屋大学 平山先生／PFI推進機構 金谷先生	宮城県／宮城県 利府町／神奈川県／神奈川県 三浦市／神奈川県 葉山町／静岡県 浜松市／高知県 須崎市

官民連携推進会議「水の官民連携」分科会 モニタリング小分科会

- 今後、「水の官民連携」の導入が進むにあたり、性能発注等が原則であることを踏まえ、安全・安心を確保し、効率性の発揮を確実とするため、事業開始後に必要となるモニタリング(履行確認)がより重要となる。
- 令和7年度より新たな取組として、「水の官民連携」分科会の下にモニタリング小分科会を立ち上げ、「水の官民連携」のモニタリングの必要性・重要性、実施上の留意点・ポイント等を継承する場を設定。
- 先進地方公共団体を交え、モニタリングに関する情報提供、グループディスカッションを実施。

【令和7年度開催実績】

①開催日時

令和7年9月5日

※令和7年度は、試行として実施

②参加実績

- ・先進地方公共団体
宮城県／神奈川県 企業庁／静岡県 浜松市／高知県 須崎市
- ・参加地方公共団体
「水の官民連携の」入札・公募等を実施済みの12の地方公共団体

③取組内容

- ・モニタリングに関する情報提供
- ・モニタリングを議題としたグループディスカッション
(議論された主な内容)
 - ・第三者モニタリング
 - ・モニタリングシートの内容や確認項目
 - ・受託者がSPCの場合の検査体制
 - ・モニタリング結果の定性的評価方法

モニタリングに関するグループディスカッション



先進地方公共団体からモニタリングの取組状況等について説明。その後、グループディスカッションにおいて、モニタリング実施にあたっての工夫、課題と対応策等に関して議論が行われた。

- 地方やオンラインでの開催により、上下水道に携わる多くの地方公共団体、民間事業者等が参加可能に。

令和8年度開催予定

時期	会 議	場 所	内 容	対 象
6月26日	第1回 官民連携推進会議	(完全オンライン)	・情報提供	・地方公共団体 ・民間事業者等
7月23日	第2回 官民連携推進会議	福島県内 (オンライン併用)	・情報提供 ・官民フリーマッチング	・地方公共団体 ・民間事業者等
8月上旬	第1回 「水の官民連携」分科会 第1回 モニタリング小分科会	東京都内 (現地会場のみ)	・意見交換	・地方公共団体
9月17日	第3回 官民連携推進会議	熊本県内 (オンライン併用)	・情報提供 ・官民フリーマッチング	・地方公共団体 ・民間事業者等
9月下旬～10月上旬	第2回 「水の官民連携」分科会 第2回 モニタリング小分科会	地方開催 (現地会場のみ)	・意見交換	・地方公共団体
11月中旬	第4回 官民連携推進会議	東京都内 (オンライン併用)	・意見交換 ・官民フリーマッチング	・地方公共団体 ・民間事業者等
1月28日	第5回 官民連携推進会議	大阪府内 (オンライン併用)	・情報提供 ・官民フリーマッチング	・地方公共団体 ・民間事業者等

※ 現時点での予定を含むため、時期、内容等は、変更となる可能性がある。

- 「水の官民連携」(特にレベル3.5)理解促進に役立てていただくためパンフレットを公表。 ※国土交通省ホームページ参照
- 首長・議会・庁内向け説明資料を想定したものと、住民向け広報資料を想定したものの2つ。

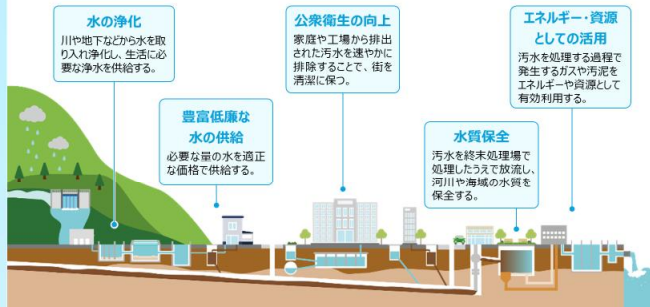
※国土交通省ホームページに掲載(https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000991.html)

【首長・議会等】向けパンフレット

「水の官民連携」の 仕組みと効果

1 上下水道の役割

水道事業は、水を人の飲用に適する水として供給する事業であり、下水道事業は、家庭や工場で発生した汚水や雨水を排除する事業である。上下水道事業は、生活環境の改善、都市の健全な発達、公衆衛生の向上、公共用水域の保全の重要な役割を担っている。



2 上下水道事業が抱える課題

上下水道は住民の暮らしの安心・安全の確保と豊かな水環境の保全に不可欠な存在となっている。一方で、執行体制の脆弱化や老朽化施設の増大、人口減少等に伴う厳しい経営環境など、上下水道が抱える課題は深刻さを増している。上下水道事業を持続可能なものとし、今後も住民に対して安定したサービスを提供するためには、こうした課題への適切な対応が必要となる。



職員数の減少

ピーク時と比較して、水道事業の職員数は約3割減少、下水道事業の職員数は約4割減少



施設の老朽化

高度成長期に整備された施設の更新が進んでいないため、管路の経年劣化(老朽化)が年々上昇



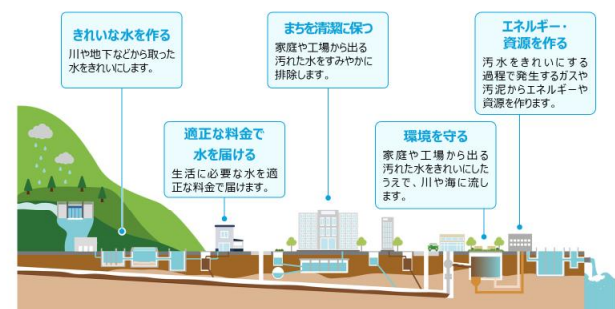
料金・使用料収入の減少

人口減少や節水意識の高まり等を受け、水道料金・下水道使用料収入は減少していき見込み

【住民】向けパンフレット

「水の官民連携」って 何 だろう？

私たちが生活の中で使う水は、川や地下から取り入れられ浄水場できれいにし家庭に届けられます。使用された水は、処理場できれいにし川や海に流します。地方公共団体は、この水の一邊の流れを上下水道として守っています。飲み水としてだけでなく、公衆衛生や浸水対策等の観点から、上下水道は日常生活に欠かせない役割を担っています。



上下水道が抱える課題

このように私たちの生活になくてはならない上下水道ですが、その多くが現在、担い手の不足や施設の老朽化、人口減少による水道料金・下水道使用料の収入の減少といった課題を抱えています。



担い手の減少

- ・ 管理運営に必要な人手の不足
- ・ 技術力の不足
- ・ 技術継承が困難



施設の老朽化

- ・ 維持管理や更新に費用や労力がかかる施設の増加
- ・ 道路陥没などのおそれ



収入の減少

- ・ 人口減少に伴う料金収入減少
- ・ 大幅な水道料金・下水道使用料の上昇



今後さらに加速

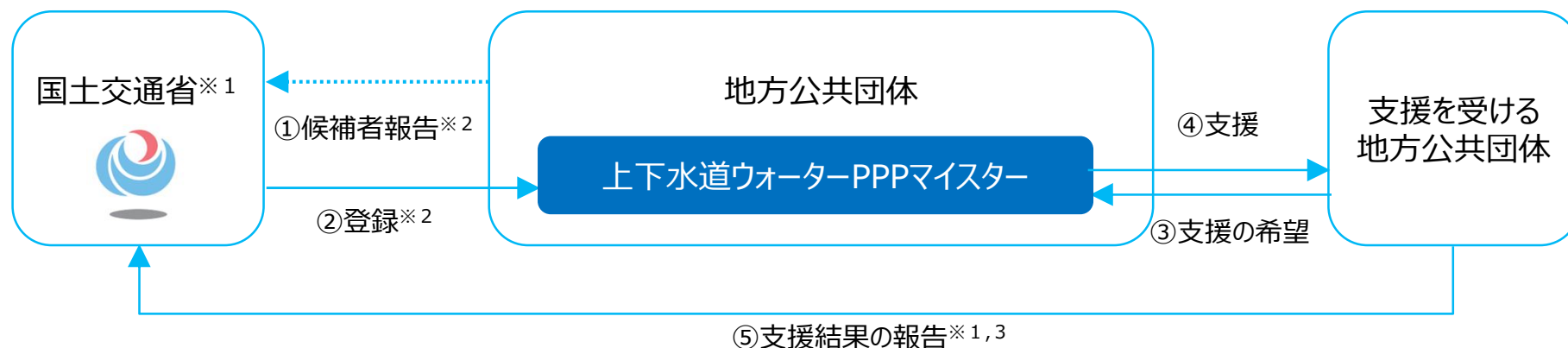
必要な取組

- 職員不足の補完
- 民間のノウハウ・創意工夫による事業の効率化
- 経営の改善

持続的な上下水道の管理運営のためには、これらの課題への対応が必要です。その課題を解決する取組の一つとして民間のノウハウ・創意工夫を活用する「水の官民連携」(ウォーターPPP)が位置付けられ、地方公共団体で導入検討が進められています。

- 上下水道分野の「水の官民連携」導入検討等について知識・経験・熱意のある地方公共団体※職員を、「上下水道ウォーターPPPマイスター」として登録。 ※「水の官民連携」導入検討費補助を活用した地方公共団体
- 支援を受けたい地方公共団体は、名簿を確認の上、連絡を取り、支援の内容・方法、旅費等の費用負担その他必要な事項について、自ら個別に協議。

【支援イメージ】



※1 候補者報告及び登録の窓口並びに支援結果の報告は、最寄りの地方支分部局を窓口とする。

※2 上下水道ウォーターPPPマイスターには、「水の官民連携」の導入検討費用補助を活用した地方公共団体の職員を登録する。

※3 国土交通省から上下水道ウォーターPPPマイスター又は支援を受ける地方公共団体に支援結果の報告を求めることがある。

○支援内容の具体例

導入可能性調査の実施方法に関する助言／事業者を選定するための委員会の外部委員／庁内勉強会の講師

導入検討等を実施する上での知見やノウハウ等を補完する役割を担う。 ※4

※4 その他効果・メリット等の対外的な発信、理解促進のための広報活動も想定

例) ウォーターPPP分科会等での助言／国の地方公共団体等に向けたメーリングリストでの記事の提供

- 「水の官民連携」の入札・公募資料が掲載されているホームページのURLを一覧表に取りまとめ。

※国土交通省ホームページに掲載

(例) 【コンセッション方式】

No.	方式	事業名	水道	下水道	その他	都道府県	市町村	事業開始	事業終了	事業期間	受託事業者	掲載箇所 (募集要項、契約書、要求水準書が記載されているページのURL)	
												募集要項	
1	コンセッション方式	浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区) 運営事業		○		静岡県	浜松市	2018年4月	2038年3月	20年間	浜松ウォーターシンフォニー株式会社 出資企業:ヴェオリア・ジャパン合同会社、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社、月島JFEアクアソリューション株式会社、オリックス株式会社、須山建設株式会社、東急建設株式会社	募集要項	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/document/s/72205/bosyuuyoukou20161130.pdf
												契約書	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/document/s/72205/jissshikeiyakushoteiketsuban.pdf
												要求水準書	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/document/s/72205/youkyuusuijunnnsyo.an20160805.pdf
												その他	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/g-sisetu/gesui/seien/koubo.html
2	コンセッション方式	須崎市公共下水道等運営事業		○		高知県	須崎市	2020年4月	2039年9月	19.5年間	株式会社クリンパートナーズ須崎 出資企業:株式会社NJS、株式会社四国ポンプセンター、カナデピア中四国サービス株式会社、株式会社民間資金等活用事業推進機構、株式会社四国銀行	募集要項	https://www.city.susaki.lg.jp/download/?t=LD&id=3767&fid=15536
												契約書	https://www.city.susaki.lg.jp/download/?t=LD&id=3767&fid=15549
												要求水準書	https://www.city.susaki.lg.jp/download/?t=LD&id=3767&fid=15539
												その他	https://www.city.susaki.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=3767

(例) 【管理・更新一体マネジメント方式】

No.	方式	事業名	水道	下水道	その他	都道府県	市町村	事業開始	事業終了	事業期間	受託事業者	掲載箇所 (募集要項、契約書、要求水準書が記載されているページのURL)	
												募集要項	
1	管理・更新一体マネジメント方式	利府町上下水道事業包括的民間委託	○	○		宮城県	利府町	2025年4月	2036年3月	10年間	株式会社Rifレックス 出資企業:株式会社日水コン、株式会社データベース、株式会社宅配、株式会社NSCテック	募集要項	https://www.town.rifu.miyagi.jp/material/files/group/53/2_bosyuuyoukou.pdf
												契約書	https://www.town.rifu.miyagi.jp/material/files/group/53/kihonnkeiyakusyo.pdf
												要求水準書	https://www.town.rifu.miyagi.jp/material/files/group/53/3_youkyuusuijyun.pdf
												その他	https://www.town.rifu.miyagi.jp/gyosei/soshikikar/asagasu/jougesuidou/keiei/6239.htmlhttps://www.pr.ef.miyagi.jp/site/miyagigata/

上下水道一体の「水の官民連携」等の導入検討上のポイント等について

- 「水の官民連携」（ウォーターPPP）は、上下水道が抱える担い手不足、施設老朽化等の課題の有効な解決策の一つとなる。
- なかでも上下水道一体をはじめとする分野横断型又は広域型の「水の官民連携」は、事業の効率化、体制強化等の効果・メリットが見込まれ、それぞれを組み合わせることでさらなる効果・メリットが期待できる。
- 先行事例及び類似事例をもとに、分野横断型・広域型の官民連携の官民双方にとっての効果・メリット、導入検討上のポイント等について取りまとめ。分野横断型・広域型の「水の官民連携」等の導入にあたり、この資料の内容を参考としつつ、各地方公共団体の現状、課題等も考慮し検討を進めることを想定。※後日、国土交通省HPに掲載予定

調査の方法・対象

- 先行する分野横断型・広域型の「水の官民連携」及びそれら類似事例について、デスクトップ調査、ヒアリング調査等を実施。
- ヒアリングでは、分野横断型及び広域型とすることによる事業規模の拡大による効果、業務の共通化・薬品及び資材の一括購入による費用削減効果等が発現することを想定し、それぞれの事業における官民双方の目線の意見や実態について調査。

【調査対象】

区分	事業名	分野	ヒアリング先
分野横断型	守谷市上下水道施設管理等包括業務委託	水道・下水道	(株)ウォーターエージェンシー（受託者）
	高根沢町上下水道事業包括的業務委託	水道・下水道	水ing(株)（受託者）
	山元町上下水道事業包括的業務委託	水道・下水道	
	戸田市上下水道事業包括委託	水道・下水道	埼玉県戸田市（発注者）
	妙高市ガス事業譲渡および上下水道事業包括的民間委託	水道・下水道・ガス	月島JFEアクアソリューション(株)（受託者）
	大津市ガス特定運営事業等	水道・ガス	
広域型	広島県内水道事業（指定管理）	水道	(株)水みらい広島（受託者）
			広島県水道広域連合企業団（発注者）
	群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業委託第1・2期	水道	(株)明電舎/群馬東部水道サービス（受託者）

調査の結果等

- 業務の選択と集中、民間事業者の参画・投資意欲向上、緊急時の体応力強化等が確認され、分野横断型又は広域型の「水の官民連携」においても同様の導入効果が想定され、双方組み合わせることで更なる効果が期待できる。
- 留意点としては、分野横断型・広域型ともに民間の創意工夫を引き出すための性能発注の徹底、分野横断型においては水道と下水道との特性の違い、広域型においては要求水準等に留意が必要となる。

- 性能発注等が原則である「水の官民連携」では、事業開始後に民間事業者が提供するサービス内容や水準について、契約で明確に定め、その実施状況等を確認するモニタリング(履行確認)がより重要。
- 「水の官民連携」のモニタリングの目的、実施方法、工夫等について先行事例をもとに事例集として取りまとめ。
- 先行事例においても、地方公共団体ごとに委託する業務の範囲、対象施設等も異なり、モニタリングの実施方法等も様々であることに留意が必要。

- 「水の官民連携」の先行事例(R7.4時点)の①モニタリングの目的②モニタリングの実施体制③モニタリングの実施方法④モニタリング項目⑤要求水準未達時の措置⑥モニタリング結果の公表⑦モニタリングの結果の活用⑧モニタリングにおける課題と解決策⑨モニタリングにおける工夫 についてとりまとめ。
- 先行事例においても、地方公共団体ごとに委託業務の範囲、対象施設、モニタリングの実施方法等が様々であることを踏まえ、あくまで事例集の内容は参考と位置づけ、最適なモニタリング方法を試行錯誤しながら模索することが望ましい。

【先行事例】(例)

先行事例 (静岡県浜松市)



浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区） 運営事業

コンセッション方式（レベル4）

1. モニタリングの目的

PF1法に基づき制定された運営権者が実施契約に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準書に定められた基準を安定的に充足することを確認するため。

2. モニタリングの実施体制

①運営権者によるセルフモニタリング
 自ら作成したセルフモニタリング計画に基づき、要求水準及び提案書類の履行状況について書類の確認により行う。維持管理及び改築業務については部長以上がセルフモニタリングを行う。また、経営業務については経営管理本部長以上がセルフモニタリングを行う。

②市によるモニタリング

市は、モニタリング事務局を下水道施設課に置く。モニタリング事務局は、市モニタリングの取りまとめや第三者モニタリングの窓口を担う。市モニタリングは、モニタリングの対象業務向けに、専門性を活かして各担当課で行う。上下水道総務課は経営業務及び任意事業を、下水道工事課は改築業務を、下水道施設課は維持管理業務を担当する。

③第三者機関によるモニタリング

管理体制強化のため、市は、第三者モニタリングを行う第三者機関を選定。選定を受けた第三者機関（日本下水道事業団）は、市と協定を締結し、経営業務、改築業務及び維持管理業務のモニタリングを実施する。

※市によるモニタリングの結果について、運営権者と市との間で紛争が発生した場合、実施契約に基づき設置された「西遠協議会」において、当該紛争の解決方法の調整を行う。学識経験者3名、市の代表者1名、運営権者の代表者1名で構成される。



出所：「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業モニタリング実施計画書」に基づき作成

3. モニタリングの実施方法

1. 書類による確認

- ・ 年次報告書/四半期報告書/月次報告書等の確認
- ・ 運営権者のセルフモニタリング確認様式は事業年度単位で更新し、当該事業年度開始日の30日前までに市による確認を得る。

2. 会議体による確認

- ・ 年度事業報告会/四半期業務報告会/月例報告会において、市はモニタリング結果を報告するとともに、業務の進捗状況及び要求水準の充足状況、財務状況、課題等を確認し、対応方針について運営権者と協議を行う。
- ・ 第三者機関は、会議体出席し、モニタリング確認様式に基づき、モニタリング結果を報告するとともに助言を行う。

3. 現地に確認

- ・ 放流水の検査 ・改築工事や保全管理の現地調査 ・提案事項の履行確認
- ・ 市が必要と判断した場合、または運営権者が現地確認を要請した場合、市は現地における確認を行う。

4. モニタリング項目

①運営権者によるセルフモニタリング

運営権者は、以下の表に掲げる項目について資料を用いてセルフモニタリングを実施。

項目	使用している資料
経営のモニタリング	事業計画書、財務に関する書類、内部統制に関する書類、情報公開に関する書類、教育訓練に関する書類、事業報告書等
改築のモニタリング	着手届、業務計画書、改築計画書、工事計画書、設計図書、変更実施工程表、変更承認図書、施工計画書、施工体制整備等
維持管理のモニタリング	システム性能に関する書類、投入基準・放流水質基準に関する書類、廃棄物管理に関する書類、維持管理計画等
任意事業のモニタリング	任意事業年度概要書、月次業務報告書等

②③市・第三者機関によるモニタリング

市は、運営権者から提出されるセルフモニタリング確認様式で具体化された内容に対して、市モニタリング及び第三者モニタリングの時期及び内容並びに事業年度単位の予定を定める。第三者モニタリングの対象には、任意事業は含まれない。

先行事例 (静岡県浜松市)

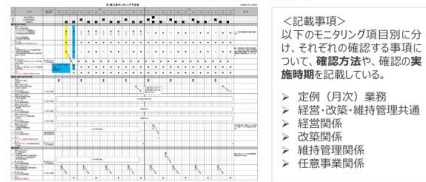


浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区） 運営事業

コンセッション方式（レベル4）

4. モニタリング項目

<市・第三者モニタリング予定表（フォーマット）>



出所：「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業モニタリング実施計画書」

5. 要求水準未達時の措置

- ・ モニタリング基本計画では、未達内容の事象に基づき、レベル1～3の是正レベルの認定基準を定めている。

レベル	認定基準
レベル1	業務管理の工程における軽微な不備
レベル2	要求水準の未達がある場合、影響が市と運営権者間または処理場外に及ぼされる
レベル3	事業契約に反する行為で故意又は過失によるもの使用を禁止し、不進行、施設の使用停止、その他影響が第三者又は処理場外に及ぼされる

出所：「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業モニタリング基本計画書」に基づき作成

- ・ 市は、契約内容未達が発生した場合に、認定したレベルに基づき、運営権者に対し、それぞれ「注意」「是正指導」「是正勧告」「警告」「命令」を行う。
- ・ 「命令」に対し、是正が行われていないと認められる場合は、市は運営権者に対して要求水準違反違約金を請求する。違約金は、モニタリング基本計画に基づき違約金ポイントにより算定される。また、市は期限を設け運営権者に対して是正を行うことを命ずる。この措置にもかかわらず、是正が行われていないと認められる場合や故意による市への信用失墜行為が認められた場合、実施契約書に基づき、市は運営権者に催告することなく、契約を解除することができる。

6. モニタリング結果の公表

①運営権者によるセルフモニタリング

- ・ 運営権者は、セルフモニタリング結果報告書を年1回公開するほか、維持管理情報、改築工事情報及び経営情報、ニュースレター等を、定期的にHPで公開している。

②③市・第三者機関によるモニタリング

- ・ 維持管理業務に係る市モニタリング結果のうち、市が必要と認めた事項を、月次で市HPにおいて公表する。
- ・ 市及び第三者機関が作成したモニタリング結果年次報告書を市HPにおいて公表する。

7. モニタリングの結果の活用

- ・ 運営事業のモニタリング手法を市が実施する他の包括的民間委託に横展開している。
- ・ モニタリング結果や財務三表を含んだ年次報告書をHPで公表することで、事業の効果を議会や市民に提供手段として活用し、下水道の利用者である市民に対して業務の履行状況をしっかりと説明することができる。

8. モニタリングにおける課題と解決策

課題 【モニタリングが「履行監視」に留まっている】

現状のモニタリングでは、業務の履行監視に留まっている。定量的な性能規定の評価は基準が分かりやすい一方で、定性的な性能規定については、評価が主観的になる懸念等あり、評価方法の検討が求められる。

解決策 【中間評価の実施検討】

適切な「履行評価」を行うため、中間評価を実施し、モニタリングの年次報告に留まらず、コンセンサス事業の効果の周知を図るとともに、運営権者の努力を適切に評価する。（提案段階から具体的な評価方法も併せて提案させる仕組みが必要。）

課題 【モニタリング技術の継承】

契約期間が長期間に渡るため、担当者が変わっても同レベルのモニタリングを継続できる技術力の確保と継承が求められる。

解決策 【勉強会開催に係るKPIを設定】

浜松市上下水道部の「経営戦略(2025-2034)」で勉強会実施のKPIを設定した。

9. モニタリングにおける工夫

- ・ 机上での書類確認だけでなく出来るだけ現場に向かい運営権者と対話の機会を持つ。

① 案件形成に向けた情報・ノウハウの共有
掲載事例:「水の官民連携」モニタリング事例集

官民連携方式	地方公共団体	事業	分野	事業期間	モニタリング方法	対象施設	委託業務
コンセッション方式 (レベル4)	静岡県 浜松市	浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区) 運営事業	・下水道	2018年4月～ 2038年3月 (20年間)	・セルフモニタリング ・管理者モニタリング ・第三者モニタリング (中立機関・体制補完)	西遠浄化センター/浜名中継ポンプ場/阿蔵中継ポンプ場	義務事業(経営に係る業務、改築に係る企画、調整、実施に関する業務/維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務)/附帯事業/任意事業
	高知県 須崎市	須崎市公共下水道等 運営事業	・下水道 ・漁業集落排水 ・クリーンセンター	2020年4月～ 2039年9月 (19.5年間)	・セルフモニタリング ・管理者モニタリング ・第三者モニタリング (中立機関)	公共下水道、漁業集落排水処理施設/クリーンセンター等	下水道管渠(汚水)の経営、企画、維持管理(巡視・点検、清掃、修繕)/終末処理場(B-DASH施設実証実験施設含む)の経営、企画、維持管理(維持、修繕)/雨水ポンプ上の保守点検/下水道管渠(雨水)の維持管理(維持)/漁業集落排水処理施設(中継ポンプ場含む)の維持管理(維持、修繕)/クリーンセンター等の雲煙管理、維持管理(維持)
	熊本県	熊本県有明・八代工業用水道 運営事業	・工業用水道	2021年4月～ 2041年3月 (20年間)	・セルフモニタリング ・管理者モニタリング	有明工業用水道/八代工業用水道	義務事業(統括マネジメントに係る業務、工業用水等の供給に係る業務、施設の更新に係る業務)/任意事業
	宮城県	宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)	・水道 ・工業用水道 ・下水道	2022年4月～ 2042年3月 (20年間)	・セルフモニタリング ・管理者モニタリング ・第三者モニタリング (中立機関)	以下の事業の管路等を除く事業用資産一式 大崎広域水道用水供給事業、仙南・仙塩広域水道用水供給事業/仙塩工業用水道事業 仙台圏工業用水道事業、仙台北部工業用水道事業/仙塩流域下水道事業、阿武隈川下流域下水道事業、鳴瀬川流域下水道事業 吉田川流域下水道事業	義務事業(経営に関する業務、運営権設定対象施設における維持管理及び改築に係る業務、運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務、本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安等に係る業務、土地、建築物及び工作物等貸付業務、関連業務)/附帯事業/任意事業
	大阪府 大阪市	大阪市工業用水道特定運営事業等	・工業用水道	2022年4月～ 2032年3月 (10年間)	・セルフモニタリング ・管理者モニタリング ・第三者モニタリング (中立機関)	事業用資産(水道事業や他事業体と共有又は共用している施設等を除く。)(事業期間中に市が更新又は改造した施設を含む。)	特定事業(工業用水の供給及び経営等に関する業務、浄水場、配水場の管理運営に関する業務、管路の管理運営に関する業務、お客さサービスに関する業務、災害、事故への対応に関する業務)/附帯事業/任意事業
	神奈川県 三浦市	三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業	・下水道	2023年4月～ 2043年3月 (20年間)	・セルフモニタリング ・管理者モニタリング ・第三者モニタリング (中立機関・体制補完)	処理場(東部浄化センター)/ポンプ場(金田中継センター)/管路施設(幹線管さよ、枝線管さよ、マンホールポンプ、マンホール(マンホール蓋を含む。)、公共汚水ます、取付管)	主たる事業(経営に関する業務、各種計画支援に関する業務、対象施設の改築・維持管理・増築に係る企画、調整、実施に関する業務)/附帯提案事業(デジタル情報基盤の整備、遠隔監視システムの導入、太陽光発電の導入、りん除去のための凝集剤点火装置の設置)/任意事業(下水道資源を活用した高付加価値作物の生産、B-DASHを活用した省エネ水処理技術導入、技術実証フィールドの提供)
管理・更新一体 マネジメント方式 (レベル3.5)	茨城県 守谷市	守谷市上下水道施設管理等 包括業務委託	・水道 ・下水道 ・農業集落排水	2023年12月～ 2034年3月 (10年間)	・セルフモニタリング ・管理者モニタリング	水道施設(守谷配水場、関連水道施設)/下水道施設(守谷浄化センター、関連ポンプ場)/農集施設西板戸井地区農業集落排水処理施設、関連ポンプ場)	運転管理業務/保守管理業務/修繕業務/廃棄物管理業務/コンサルタント業務(計画業務、設計業務、施工監理業務)
	神奈川県 (箱根地区)	箱根地区水道事業包括委託 事業(第3期)	・水道	2023年12月～ 2034年3月 (10年間)	・セルフモニタリング ・管理者モニタリング	水源3カ所(20,000m ³ /日)、浄水施設 膜ろ過設備×2カ所、紫外線設備×1カ所、配水池15カ所、ポンプ所7カ所	管理業務(庁舎管理、関係機関との連絡調整、営業時間外業務等)/運営業務(窓口、料金等徴収、量水器点検、未納整理業務、検漏・故障量水器取替等)/施設関連業務(運転監視制御、水質管理、維持管理)/施設更新計画等原案作成提案業務(令和11年度～令和15年度以降の施設更新工事計画案作成業務)/危機管理業務(災害時対応、災害対策訓練等)/その他業務(立入検査対応、箱根温泉原水供給、箱根地区水道事業標準業務フローの修正等)
	宮城県 利府町	利府町上下水道事業包括的 民間委託	・水道 ・下水道	2025年4月～ 2036年3月 (10年間)	・セルフモニタリング ・管理者モニタリング	水道施設(取水施設(深井戸)、浄水場、管路、ポンプ場、配水池など、全ての施設)/下水道施設(ポンプ場、汚水管路、マンホールポンプ場、雨水調整池、雨水函渠など、全ての施設)	水道施設維持管理業務(運転管理業務、保全管理業務、その他業務)/公共下水道施設維持管理業務(運転管理業務、保全管理業務、その他業務)料金徴収・窓口関係業務/コンサルタント業務(各種計画の策定及び更新基本計画業務、更新工事実施支援業務)

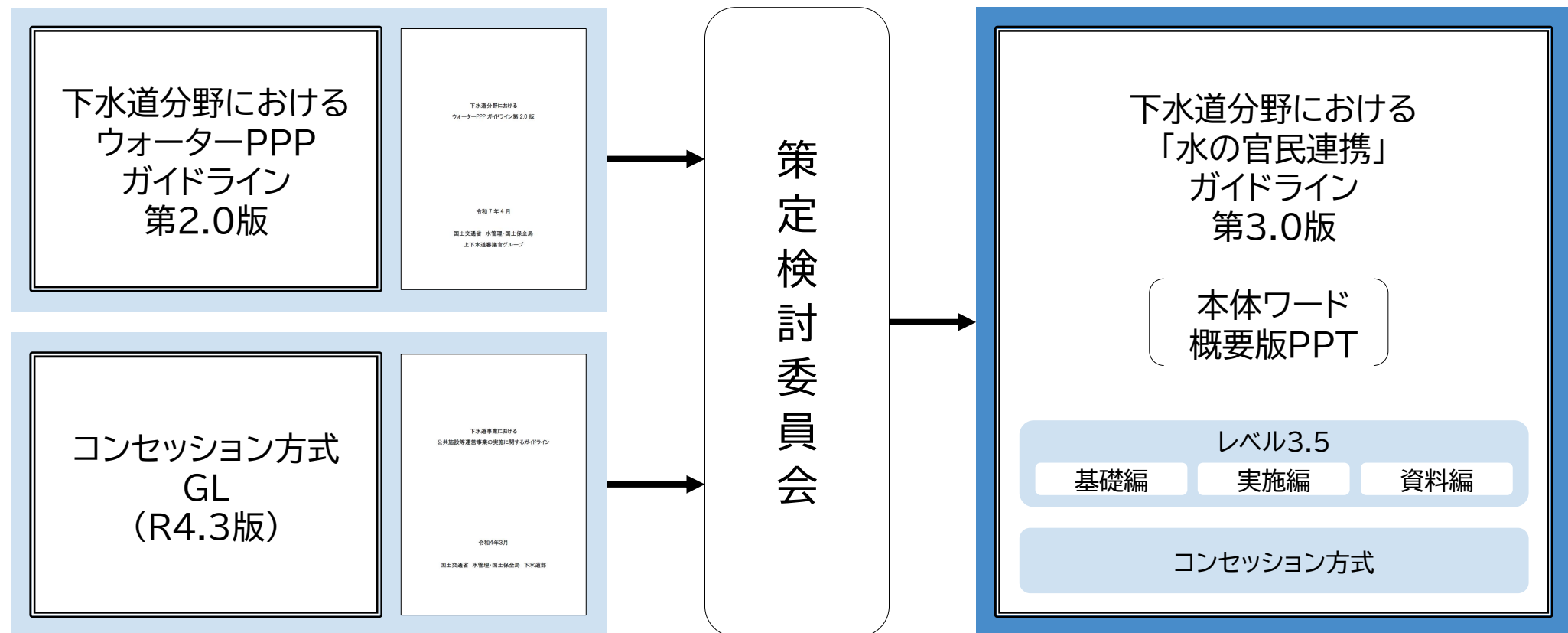
* 国土交通省調査をもとに作成
* 「水の官民連携」と一体的に委託している業務がある場合、当該業務の分野、対象施設、対象業務も含まれる。

**ガイドライン
策定にあたって**

- これから導入検討を開始する地方公共団体の実務担当者に分かりやすく、必要不可欠な情報等が盛り込まれていることを最優先に考えて策定
- 実現の難易度が高い一方で期待される効果・メリットがより大きい工夫をしようとする場合に、参考になる情報等を実施編で記載
- 地方公共団体が、本ガイドラインの内容を参考にしつつ、関係者間で議論し、地域の実情に即してカスタマイズすることを期待
- 今後、導入検討が進み、先行事例が増えていく中で、追加で盛り込むべき内容があれば、柔軟に見直し

**「水の官民連携」
のコンセプト**

- 「水の官民連携」は職員不足、施設老朽化、料金・使用料収入減少等、上下水道事業・経営の課題解決、持続性向上の一つの有効な手段
- 社会全体で人手不足が進む中、従来、細分化され短期で委託されていた業務を、まとめて長期で委託する「水の官民連携」により、官民双方の事務負担軽減、より効果的・効率的な事業運営、新たな付加価値の創出が実現することで、人々の生活に欠かせない上下水道サービスが将来にわたり、安定的に提供されることを目指す
- 担い手となる民間事業者等にとっても持続的に参画することができる環境の構築が必要であり、適切な利益やリスク分担のもと、官民が対等なパートナーとして良好な関係を築き、連携して事業を実施していくことが重要



第3.0版への改訂にあたって

- 第2.0版を中心に、「上下水道政策の基本的なあり方検討会」のとりまとめ、「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」の提言、「上下水道地震対策検討委員会」のとりまとめ、導入検討ないし導入の先行事例の蓄積等、最新情勢を踏まえて改訂
- 「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」（R4.3版、コンセッション方式GL）も、必要に応じた改訂を実施
- これらをまとめて「下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版」として策定
- 「水の官民連携」の推進には、地域の実情に精通している地元企業の参加を含め、地域関係者の理解を得て導入を進めていく必要があるが、その際に、地方公共団体等から「地方議会等の理解を得るためには横文字は馴染みにくい」という意見を頂いている。その意味が伝わりやすくなるよう『下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン』へ変更

下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版

基礎編 実施編 資料編

コンセッション方式GL (R4.3版)

本文 別添資料

下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版

■はじめに（名称変更等）

1.レベル3.5

■【基礎編】

■【実施編】（改訂の詳細は次頁）

第1章 レベル3.5の4要件

第2章 導入検討の進め方（他の地方公共団体や他の分野等との連携）

✓ 上下水道政策の基本的なあり方検討会のとりまとめ、先行事例を基に広域・他分野連携の記載を追加

第3章 導入可能性調査(FS)、マーケットサウンディング(MS)等の活用

第4章 入札・公募等

第5章 事業実施中

第6章 事業終了時

第7章 導入検討上の留意点・ポイント

✓ 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会の提言等を基にリスク分担の記載を追加

第8章 都道府県に期待する役割

✓ その他、先行事例を踏まえたアップデートを実施

2.コンセッション方式

■本文：「水の官民連携」及びレベル3.5との関係性等を追加

3. 資料編

※活用に際し、地域の実情等をふまえた最適化が必要

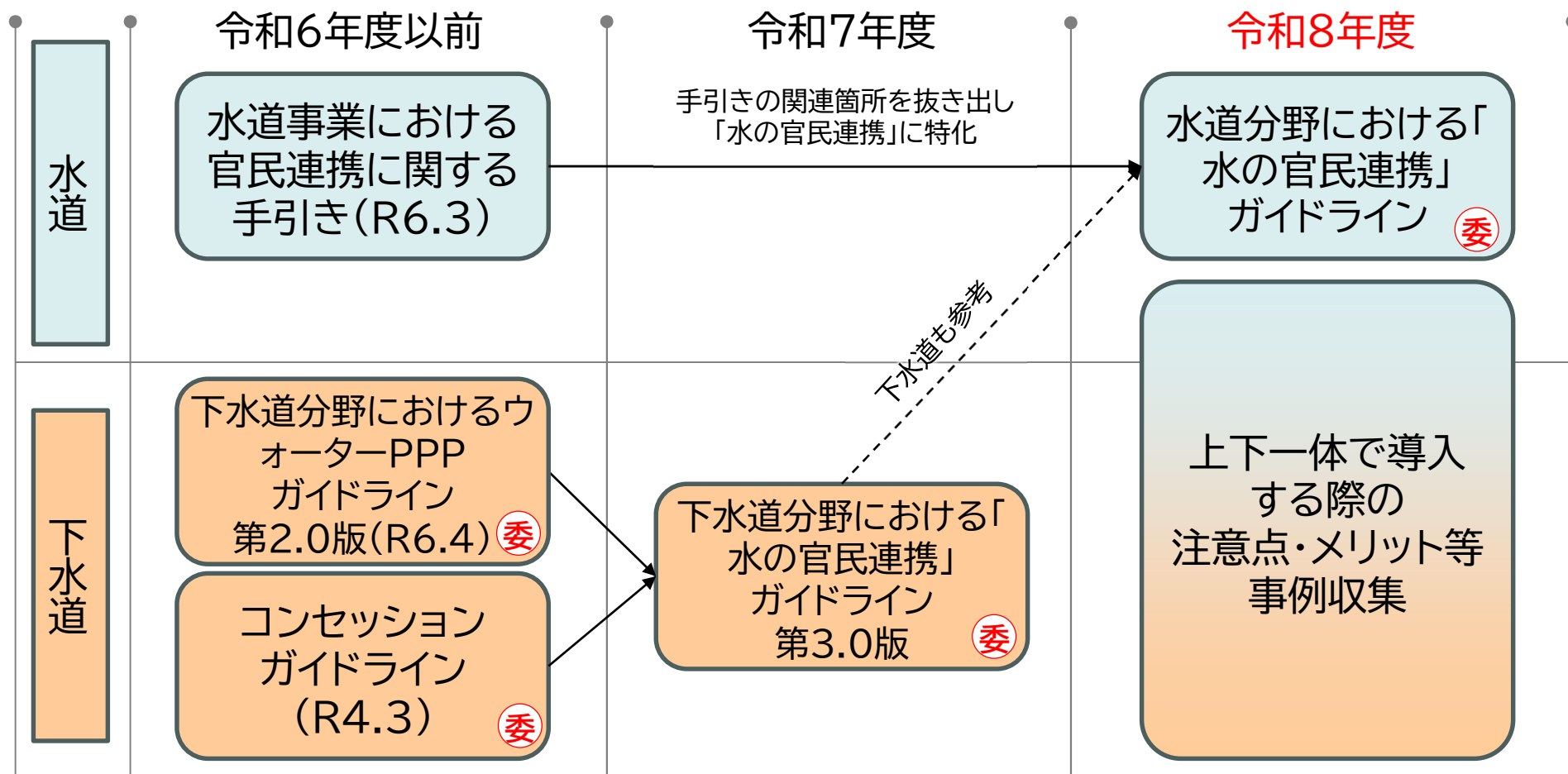
■先行事例 ■パンフレット ■上下水道一体の「水の官民連携」(レベル3.5)契約書(例)及び要求水準書(例)

■先行事例における入札・公募書類(例)：レベル3.5の先行事例における入札公募・書類例を追加

別添資料

「水の官民連携」に関するガイドライン策定状況について

- 令和7年度は、下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版を策定。
- 令和8年度は、下水道分野のガイドラインも参考に、水道分野の「水の官民連携」ガイドラインを策定予定。
- 「水の官民連携」の増加が見込まれることを踏まえ、水道、下水道それぞれの分野で先行事例に関する情報を収集し、必要に応じ、そこで得られた知見等をガイドラインに追加予定。



(委): 委員会を設置し作成

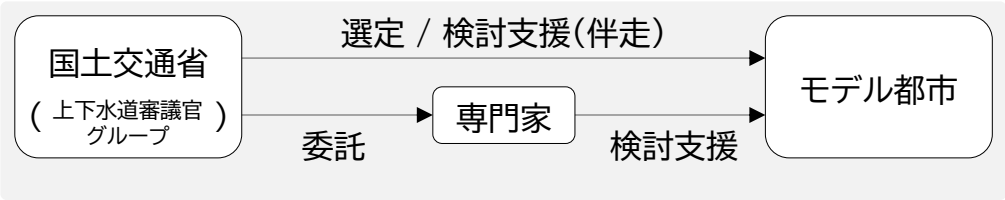
① 趣旨目的

上下水道分野の「水の官民連携」等について、他分野、他地方公共団体との連携等、多様なPPP/PFI（官民連携）の案件形成に向けて、先進的なPPP/PFI導入を検討するモデル都市（地域）の課題整理、スキーム検討、効果分析等を実施し、その成果を全国に横展開する。

※令和8年度より、従前実施していた「水道事業における官民連携等基盤強化支援」、「下水道分野におけるウォーターPPP等の案件形成に向けた方策検討（モデル都市支援）」を一本化。

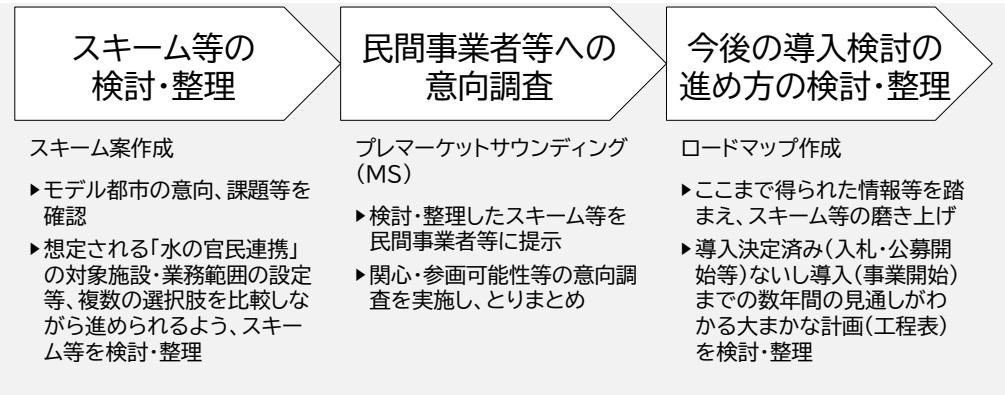
② モデル都市支援の概要

- 国土交通省が、先進的なPPP/PFI導入を検討する（しようとする）モデル都市を募集・選定
- 国土交通省が委託する専門家（コンサルタント等）が、モデル都市を支援



③ 支援のイメージ

【モデル都市支援で想定する「水の官民連携」導入検討準備の流れ】



④ (参考) 支援の実績

年度	支援対象地方公共団体	
	(水道)	(下水道)
—		
H27	ニセコ町、奈良市	—
H28	近江八幡市、竜王町	三浦市、小松市、宇部市
H29	小諸市	三浦市、小松市、津幡町、富士市、奈良市、赤磐市、宇部市、周南市、須崎市
H30	胎内市	村田町他12市町、会津坂下町、三浦市、津幡町、富士市、津市、堺市、周南市、大分市
R1	伊万里市	村田町他12市町、会津坂下町、宇都宮市、小田原市、富士市、津市、大阪狭山市、熊本市、山鹿市、大分市
R2	桑名市	葉山町、津市、吹田市、新居浜市、大分市、鹿児島市
R3	長野県上田長野地域（長野県、長野市、千曲市、上田市）	秋田県、酒田市、館林市、葉山町、廿日市市、須崎市
R4	山北町	葉山町、北杜市、枚方市、大分市
R5	上山市	上山市、北杜市、糸魚川市、熱海市、焼津市、三原市、大竹市、新居浜市、宇城市
R6	壬生町、五霞町、枚方市、萩市、曾於市	会津坂下町、嵐山町、立川市、敦賀市、佐久市、瑞浪市、豊川市、養父市、下関市、宇土市、平内町、鎌倉市、吉田町、御前崎市、富田林市、三田市、加古川市、和歌山市、長崎市、津久見市
R7	須賀川市、富士市、与謝野町、香川県広域水道企業団、上天草・宇城水道企業団、別府市	湯沢市、小山市、本庄市、射水市、軽井沢町、池田市、松江市
R8	五戸町、美里町、秋田県、真岡市、蕨市、長野市、伊那市、山口県、直方市、大村市	

※水道は、「水道事業における官民連携等基盤強化支援」の実績（厚生労働省が水道行政を所管していたときのものを含む）を、下水道においては「下水道分野におけるウォーターPPP等の案件形成に向けた方策検討（モデル都市支援）」の実績となる。

目的

PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）の「水の官民連携」推進について、事業規模30兆円及び事業件数10年ターゲットの達成に向けた取組を加速する。

- *R4年度-R13年度の10年間で、上下水道分野では、それぞれ100件の「水の官民連携」を具体化
- *「水の官民連携」は、コンセッション方式と、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の総称

概要

「水の官民連携」を導入しようとする地方公共団体に対し、導入可能性調査（FS）、資産評価、実施方針・公募資料作成、事業者選定等を国費により定額支援する。

コンセッション方式	レベル3.5			
	他分野連携＋他地方公共団体連携	他分野連携（特に上下水道一体）	他分野公共団体連携（広域・共同）	下水道もしくは水道分野のみ
上限 5千万円	上限 4千万円			上限 2千万円

導入可能性調査（FS）	○	○	○	○	○
資産評価（デューデリジェンス、DD）	○	○	○	○	○
実施方針・公募資料作成	○	○	○	○	×
事業者選定	○	○	○	○	×

ご清聴ありがとうございました。

「水の官民連携」（ウォーターPPP）に関するお問い合わせは・・・

- ・ 地方公共団体向け窓口 hqt-sewerage-waterppp@gxb.mlit.go.jp
- ・ 民間事業者等向け窓口 hqt-sewarage-waterppp-private@gxb.mlit.go.jp

（お問い合わせ先）

国土交通省 水管理・国土保全局

上下水道審議官グループ 上下水道企画課 管理企画指導室